

(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアル(2026年度)

変更内容(新旧表)

2026年6月1日

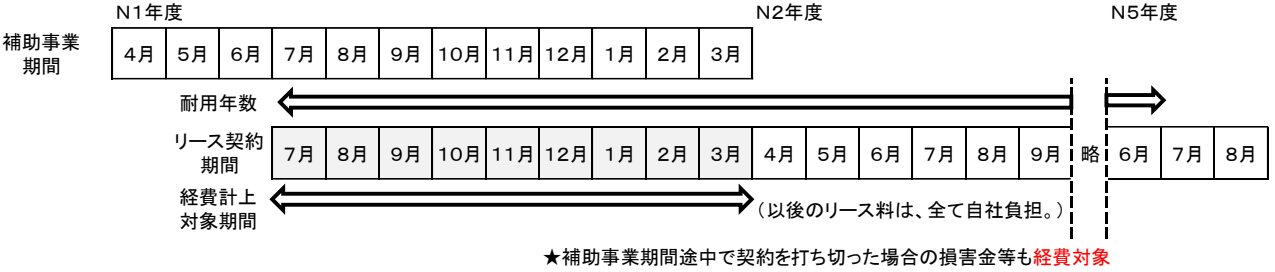
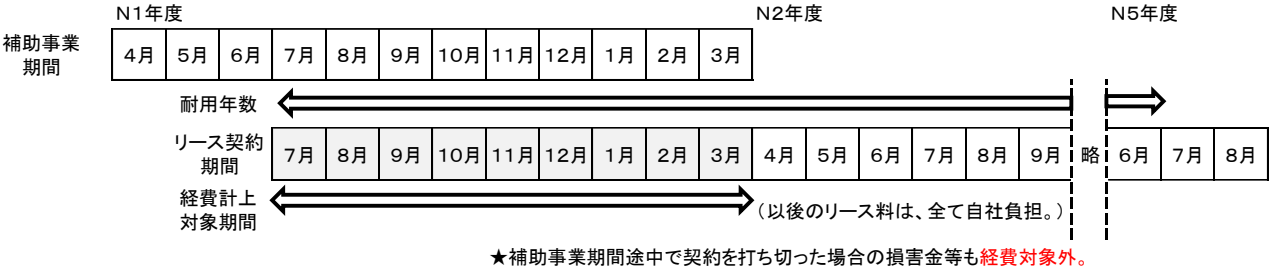
2026年5月に当機構ホームページに掲載した「[2026年度 制度変更・事務処理に関する周知事項\(2026年5月追加\)](#)」にてお知らせした内容等につきまして、2026年6月1日付で(詳細版)「課題設定型産業技術開発費補助事業」事務処理マニュアルに反映しております。主な変更箇所は下記の通りとなります。

対象項目	対象頁	変更前	変更後
4-4 処分制限財産の留意点	P.100	<記載なし>	【補助事業の成果を基にした成果の普及、商業化又は実用化のための使用】 基本方針、基本計画等において研究開発・実証から研究開発の成果の普及、商業化又は実用化まで支援する趣旨が目的に記載されている補助金により取得した財産を、当該補助金により行われる研究開発の成果の普及、商業化又は実用化に活用することは、補助金等の交付の目的に反しない使用として財産処分には該当せず、財産処分に係る手続を要しないこととします。ただし、NEDOへの事前報告が必要になります。詳細は11-3. 財産処分に該当しない処分制限財産等の使用について(P.151)をご参照ください。
11-1 概要	P.148	【処分は7種類】 処分の種類を以下に示します。 ① 転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。 (補助事業の成果を基にした商用化への転用を含む)	【処分は7種類】 処分の種類を以下に示します。 ① 転用：処分制限財産の所有者の変更を伴わない目的外使用。
処分制限期間中の財産処分に係る「NEDO承認」及び「NEDOへの納付」の要/不要フローチャート右下の注釈	P.150	※1~4(略)	※1~4(略) ※5 基本方針、基本計画等において研究開発・実証から研究開発の成果の普及、商業化又は実用化まで支援する趣旨が目的に記載されている補助金により取得した財産を、当該補助金により行われる研究開発の成果の普及、商業化又は実用化に活用する場合の無償貸付けは、NEDOへの納付条件に代えて、再処分条件を付す場合があります。 ※6 有償貸付けの場合、NEDOへの納付条件と併せて再処分条件を付す場合があります。

<p>11-3 財産 処分に該当しな い処分制限財産 等の使用につい て</p>	<p>P.151</p>	<p><記載なし></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本方針、基本計画等において研究開発・実証から研究開発の成果の普及、商業化又は実用化まで支援する趣旨が目的に記載されている補助金により取得した財産を、当該補助金により行われる研究開発の成果の普及、商業化又は実用化に活用する場合（以下「商用利用」という。）も、補助金等の交付の目的に反しない使用として、財産処分には該当せず、11-2 財産処分の詳細(P.149)に記載する財産処分の手続を経ることを要しないこととします。 ➤ 補助事業者は NEDO に対して、その内容や期間、使用する財産名称等について、商用利用を開始する 30 日前までに、「処分制限財産の商用利用に係る報告書」記載例 11-2 (P.215)を提出してください。なお、報告書において記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合は、補助金等の交付の目的に反する使用として、財産処分の手続を経るよう NEDO から指示する場合がありますことご留意ください。 ➤ 補助事業者が、第三者に譲渡又は貸付する場合、基本的に財産処分手続が必要となります。 ➤ 他方、第三者が補助の目的に沿った商用利用する場合においては、補助目的たる事業を第三者に遂行させるための譲渡等として、残存簿価相当額等の国庫納付条件に代えて再処分条件を付す場合があります。なお、補助目的たる事業を第三者に遂行させるための一時的な有償貸付けであって、貸付先において補助の目的に沿って商用利用する場合においては、有償貸付けに係る収入に対する国庫納付条件に加え、再処分条件を付す場合があります。 ➤ 再処分条件を付す際、補助事業者に対して収益納付を課している事業の場合、当該再処分条件においても同様の収益納付の扱いを第三者に付すことを条件とする場合があります。
<p>記載例様式 11 - 2</p>	<p>P.215</p>	<p><様式なし></p>	<p>記載例様式 11-2 処分制限財産の商用利用に係る報告書 (新規追加)</p>

※ なお、上記の変更に加え、次ページに示す修正、リンク先 URL 不良箇所の修正及び印字が不鮮明な箇所の修正等を行っています。

修正内容（正誤表）

訂正項目	対象頁	
ファイナンス・リース契約による 調達条件が合致する例	P.48	<p>誤</p>  <p>★補助事業期間途中で契約を打ち切った場合の損害金等も経費対象</p>
		<p>正</p>  <p>★補助事業期間途中で契約を打ち切った場合の損害金等も経費対象外。</p>